

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	大阪市 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させる。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p><医療費公費負担システム> 厚生労働大臣が指定する指定難病の患者のうち認定基準を満たす者に医療受給者証を交付し、当該指定難病に係る医療費の自己負担分の一部を公費により負担する。 ①特定医療費(指定難病)の支給認定に関する事務 ②特定医療費(指定難病)の給付に関する事務</p> <p><中間サーバ> 特定医療費(指定難病)の支給に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	医療費公費負担システム、統合基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の第98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (情報照会) 番号法別表第二の119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局保健所管理課
②所属長の役職名	健康局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号 大阪市保健所管理課 電話: 06-6647-0923 ファックス: 06-6647-0803

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

